

## 教育委員会

### 広野町文化及びスポーツ振興基金について

広野町では、文化及びスポーツ振興基金条例を設置し、町民のみならずの文化活動やスポーツ活動の振興育成を図っております。

#### ■基金助成の主なものとしては

- 文化活動の成果発表及び出場派遣に関する事業
- 各種スポーツ大会の開催事業
- 各種大会への出場、選手強化及び選手派遣に関する事業
- 指導者養成等に関する事業
- その他町民のスポーツ振興に関する事業

などがあります。

☎ 広野町教育委員会

☎ 0240-2714166

## 福島県

### 個人事業税の納税をお忘れなく

個人事業税は、県内に事務所・事業所を設けて物品販売業や不動産貸付業など、一定の事業を営んでいる方に納めていただく県税です。

相双地方振興局県税部から送付される納税通知書により、第1期分（納期限9月1日）と第2期分（納期限12月1日）の2回に分けて納めていただくことになっていきます。

☎ 相双地方振興局  
県税部課税第一チーム

☎ 0244-2611126

### お勧めします個人事業税の口座振替納税

口座振替納税制度をご利用いただくにあたっては、納税通知書に同封の「預金口座振替依頼書」と「納付書送付依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、あなたの預金口座のある金融機関に提出してください。金融機関から返される、確認印のある「納付書送付依頼書」を、県税部に提出していただき、事務手続きは終了です。

どうぞ、この便利な制度をご利用ください。

☎ 相双地方振興局  
県税部納税チーム

☎ 0244-2611124

### 農業に係る軽油取引税の課税免除について

従来より、「農業を営む方」が動力耕うん機等の動力源に供する軽油の引取りについては、軽油取引税に係る課税免除（免税措置）の対象となっておりますが、平成20年6月30日より、新たに「農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）のすべての委託を受けて農作業を行う方」も免税措置の対象者として追加されました。

詳しい内容や手続等に関しましては、県ホームページをご覧ください

だくか、左記までお問い合わせください。

☎ 相双地方振興局  
県税部課税課課税第二チーム

☎ 0244-2611127

### 不動産のインターネット公売を行います

相双地方振興局では、差し押さえた不動産のインターネット公売を行います。

物件は楢葉町北田字下山根2-3、86-1、86-2の宅地及び山林で、市価に比べ大変お求めやすくなっております。町役場や小・中学校、竜田駅、J-Vレッジにも近く利便性の高い場所です。

Yahoo!オークションにおきまして、7月10日より参加申し込みが開始となりましたので、楢葉町内で宅地購入をご検討されておられる方、ご興味をお持ちの方は是非Yahoo!JAPANのホームページの「インターネット公売」に掲載されております物件情報をご覧ください。

☎ 相双地方振興局  
県税部納税チーム

☎ 0244-2611124

### 心の健康相談の日程変更について

2008年広報ひろの7月に掲載いたしました『心の健康相談』の日程（9月17日(水)と11月12日(水)）が変更になりました。

● 最近、気持ちが沈んで困っています。職場の人間関係がうまくいかなくて：  
● 家族が精神的な病気でないかと心配：  
● 子どもが学校に行けなくなっている等  
福島県相双保健福祉事務所では、医師による様々なこころの問題についての相談を行っております。

相談は無料で、秘密は厳守いたしますので安心してご相談ください。事前に予約をお願いいたします。

■相談日

実施日時	場 所
平成20年 9月17日(水) 14時～16時	相双保健福祉事務所
10月16日(木) 14時～16時	相双保健福祉事務所 浪江支所
11月12日(水) 14時～16時	相双保健福祉事務所
12月11日(木) 14時～16時	相双保健福祉事務所 浪江支所
平成21年 1月14日(水) 9時～11時	相双保健福祉事務所
2月10日(火) 14時～16時	相双保健福祉事務所 浪江支所

※ 変更になった日

☎ 福島県相双保健福祉事務所

☎ 0244-2611132

## お詫びと訂正

広報ひろの8月号「残暑お見舞い申し上げます」の掲載内容に誤りがありました。関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことをお詫びして訂正いたします。

### ▼教育委員会

職務代理者 猪狩 順子  
委員 鎌倉 邦之  
委員 鯨岡 祥子

### ▼固定資産評価審査委員会

委員長 根本 国榮  
委員 坂本 昭一良  
委員 大和田 義英

見えてくる日本のくらし 住まいから

平成20年  
10月1日

## 住宅・土地統計調査

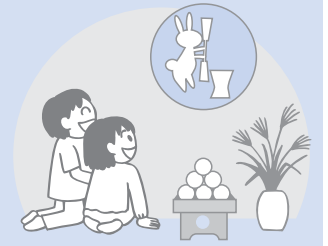
10月1日、5年に一度の住宅・土地統計調査が行われます。全国の約350万の世帯が対象となります。調査員が調査票を持ってお宅におうかがいしますので、調査票への記入をお願いします。

### ◆調査票の配布期間

9月23日～9月30日

総務省統計局

# お知らせ



## 町民保健グループ

### 国民年金の保険料を免除する制度があります

平成20年度（平成20年7月分～平成21年6月分）の免除申請受付が7月から始まりました。申請される方はお早めに手続きをしてください。

#### ①申請免除制度

本人、世帯主、配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額免除または半額納付などの一部納付（一部免除）となります。

保険料免除が承認された期間は、将来の老齢基礎年金額の計算のときに国庫負担に相当する額が算入されます。また、万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格期間にも算入されます。

一部納付（一部免除）が承認された方は、一部納付額を納めずに2年を経過すると一部免除も無効（未納と同じ）になりますのでご注意ください。

◎平成20年度 1月の納付額等

	納付額	免除される額	※参考 年金額の計算 (全額納付した場合との比較)
全額免除	0円	14,410円	3分の1
1/4納付 (3/4免除)	3,600円	10,810円	2分の1
1/2納付 (半額免除)	7,210円	7,200円	3分の2
3/4納付 (1/4免除)	10,810円	3,600円	6分の5

#### ②若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

#### ③学生納付特例制度

本人が学生であるときに限って利用できる制度で、本人の前年所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年所得にかかわらず保険料の納付が猶予されます。保険料の納付猶予が承認された期間は、老齢基礎年金には算入されませんが、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給するための資格期間には算入されます。将来受け取る年金額が少なくならないように、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間は、10年内であれば後から保険料を納付することができる追納制度があります。

す。免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料額に経過した期間に応じて加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

免除等には、退職（失業）の特例があります。免除等は、原則として本人、世帯主、配偶者の前年所得で審査されますが、これらの方の中で申請する年度または前年度に退職した方は、雇用保険の受給資格者証や離職票等の公的機関の証明を添付していただくことで、その方の所得審査が不要となります。

#### 国民年金保険事務所

〒02461-2315 617  
町民保健グループ  
〒02401-2712 113

## 福祉環境グループ

### 障がい者出張相談会の開催について

障がいを持った方の困り事悩み事などご相談ください。

開催日	時間	場所	相談に当たる機関	利用料
● 9月18日(木) ● 10月7日(火) ● 10月16日(木)	午前10時から 午後3時まで	保健センター	結いの里 (稻葉町)	無料

### 障害のある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準が、平成20年10月1日から変わります。 (適用範囲を拡大します)

#### 【障害者の方を世帯構成員に有する場合】

区分	適用条件
公的扶助受給者	● 生活保護法に定める扶助を受けている場合 ● らい予防法の廃止に関する法律に定める援護を受けている場合 ● 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に定める社会福祉事業施設に入所されている場合

#### 【障害者の方が世帯主の場合】

区分	適用条件
視覚障害者 聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主である場合
重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主である場合
重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主である場合
重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が世帯主である場合
重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が世帯主である場合

#### 【免除を受けるためには申請が必要です】

● 広野町役場福祉環境グループ（4番窓口）でお申し込みを受け付けていただきます。